

# 西原衛生工業所グループ行動指針

## 1. 職業倫理の確立と法令の遵守

社会の一員としての自覚を持ち、国内外の法令を遵守する。特に、建設業法、建築基準法、消防法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、独占禁止法、金融商品取引法及び個人情報保護法等の法令については、よく理解し遵守する。また、文化生活に不可欠な水の循環に携わる者としての高い職務倫理を有し、社会的良識を持って行動する。

## 2. 建設業法等の遵守

- ① 建設業者として求められる許可要件を満たす事業運営を行う。
- ② 法令に定められた施工体制を確立し、工事に関する安全衛生を確保する。
- ③ 下請事業者が発注し、施工させるときは、建設業法が定めている要件を有している事業者に注文する。
- ④ 工事を受注し施工するとき及び下請事業者が発注し施工させるにあたっては、書面にて契約を締結する。

## 3. 独占禁止法の遵守

不当な取引制限等の独占禁止法に違反する行為を行わず、技術・技能と企画・設計力を総合的に発揮することにより公正かつ自由な競争を行う。

## 4. 会社資金と会計報告

- ① 会社の資金と資産は、違法の目的に使用しない。簿外の資金や資産は保有しない。
- ② 会計報告は、正確で適時なものとする。虚偽又は誤解を招く帳簿の記載を行わない。

## 5. 環境保全

- ① 環境保全、産業廃棄物処理に関する法令を遵守し、環境保全に関する啓蒙活動を行う。
- ② 新規事業における環境影響評価を重視し、事業活動と環境保全の両立を図る。
- ③ 省エネルギーと資源浪費の排除に努める。

## 6. 社会貢献

地域社会との調和を図り貢献する、良き「企業市民」を目指すとともに、ステークホルダーズ（利害関係人）の立場を尊重し、豊かで住み良い地域社会や国際社会の実現のため、社会貢献を推進する。

## 7. 情報の取扱い

- ① 会社の秘密情報及び顧客情報（個人情報を含む）並びに役員や従業員の個人情報は厳重に管理し、これを第三者に漏洩せず、また、会社の業務以外の目的のために使用しない。
- ② 第三者から開示を受けた秘密情報及び個人情報も会社の秘密情報と同様に取り扱う。
- ③ コンピューターソフトウェアの無断コピーなど他人の知的財産権を侵害する行為を行わない。
- ④ 投資家保護のため、法令又は証券取引所の規則により定められた会社情報の適時開示を行う。
- ⑤ 投資家の投資判断に著しい影響を及ぼす当社や取引先等の重要事実を知ったときは、その事実が公表されるまでは、その株式等の売買（インサイダー取引）を行わない。
- ⑥ 他人の営業秘密及び個人情報の不正な取得や使用などの不正競争を行わない。

## 8. 利益相反行為及び公私のけじめ

- ① 自分の利益のために会社と取引するなど、会社と利害が対立したり、会社と利害が対立しているように見える行為は行わない。
- ② 公私のけじめを常に念頭において物事を判断し、私用や自分のために会社の資産を使用しない。
- ③ 会社の情報システムを会社業務以外の目的のために使用しない。

## 9. 贈答・接待

- ① 取引先等の役員や従業員に対し、社会通念を著しく超える金銭、贈物、接待その他の経済的利益を供与しない。また、取引先等の役員や従業員から社会通念を超える経済的利益を受領しない。
- ② 公務員やこれに準ずる者に対して、その職務に関し金銭、贈物、接待その他の経済的利益を供与しない。
- ③ コンサルタント、アドバイザー、代理店等に対する支払いが公務員やこれに準ずる者への違法な働きかけのために使用されられると思われる場合、そのような支払いを行わない。

## 10. 政治献金・寄付等

政治献金や各種団体等への寄付などを行う際は、政治資金規正法などの関係法令を遵守し、正規の方法に則って行う。

## 11. 反社会的勢力との対決

- ① 総会屋、暴力団等の反社会的勢力から不当な要求を受けた場合は、安易な金銭的解決を図ることなく毅然とした態度で対応する。
- ② 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係のある取引先とは取引を行わない。

## 12. 人権の尊重

人権を尊重し、人種、信条、性別、社会的身分、宗教、国籍、年齢、心身の障害などに基づく差別をしない。

## 13. 職場環境及びセクシャルハラスメント・パワーハラスメント

- ① 明るく働きやすい職場環境を確保するとともに、各人の人格・個性を尊重し、その能力が十分発揮できる企業風土を実現する。
- ② 性的嫌がらせや他人に性的嫌がらせと誤解されるおそれのある行為を行わない。また、相手に不快感を与える性的言動を行わない。
- ③ 職権等を背景にして、本来の業務の範ちゅうを超え、継続的に精神的、身体的、社会的苦痛を与える言動や行為を行わない。
- ④ 公序良俗に反する行為などにより、職場の健全な風紀、環境、秩序を乱さない。

## 14. 報告及び処分

- ① 役員や従業員がこの行動指針に違反する行為を発見したときは、上司又はコンプライアンス委員会事務局（本社管理部）、株式会社きんでん経営企画部、又は会社が指定する社外窓口に報告・相談する。
- ② 役員や従業員は、違反の有無に関する事実調査に協力する。調査により、違反行為が明らかとなった場合、違反者及びその監督責任者は、就業規則などに基づく懲戒処分を受けることがある。
- ③ 会社は、違反行為に関する報告・相談を行った従業員や事実調査に協力した従業員に対して、そのことを理由として、不利な扱いを行わず、各職場においてそのような取扱いが生じないように最善の注意を払う。